

測量船艇整備の事業評価マニュアル

海上保安庁

はじめに

海上保安庁は、国土面積の約 12 倍にもおよぶ内水、領海、排他的経済水域において、人々がより安全に、より安心して活動できるように、海上における治安の維持、海上交通の安全確保、海難の救助、海洋環境の保全、海上保安に関する国際活動、海洋調査等の諸分野において、着実に施策を展開してきている。

特に測量船艇が中心的役割を果たす海洋調査業務においては、航海者が安全な航路を効率的に航行するために必要な調査、管轄海域の確定に必要な調査、地震予知や火山噴火予知など防災に必要な調査、地球温暖化機構の解明や海洋汚染の把握など海洋環境保全に関する調査等総合的な海洋調査を行っている。

一方、公共事業の実施にあたっては、投資効果を明示した上で、効果的な事業実施が求められており、測量船艇整備においても、測量船艇の機能・目的、投資のあり方を明確にし、客観的かつ公正な測量船艇整備の評価を行うことが必要となっている。

本マニュアルは、上記をふまえ、測量船艇の整備事業の総合的・体系的評価について、できる限り客観的な事業評価が行われるための指針として定めたものである。

1. 評価にあたっての基本的考え方

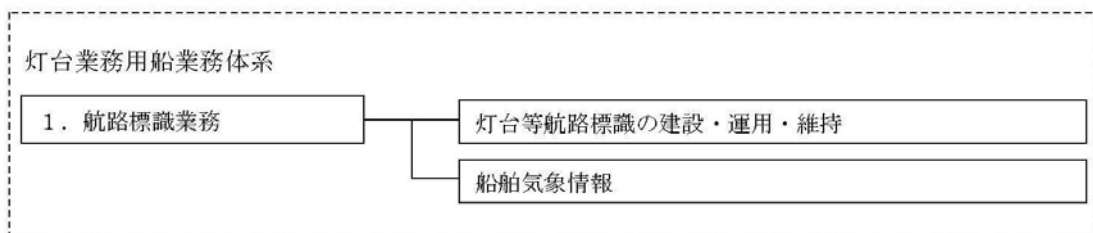
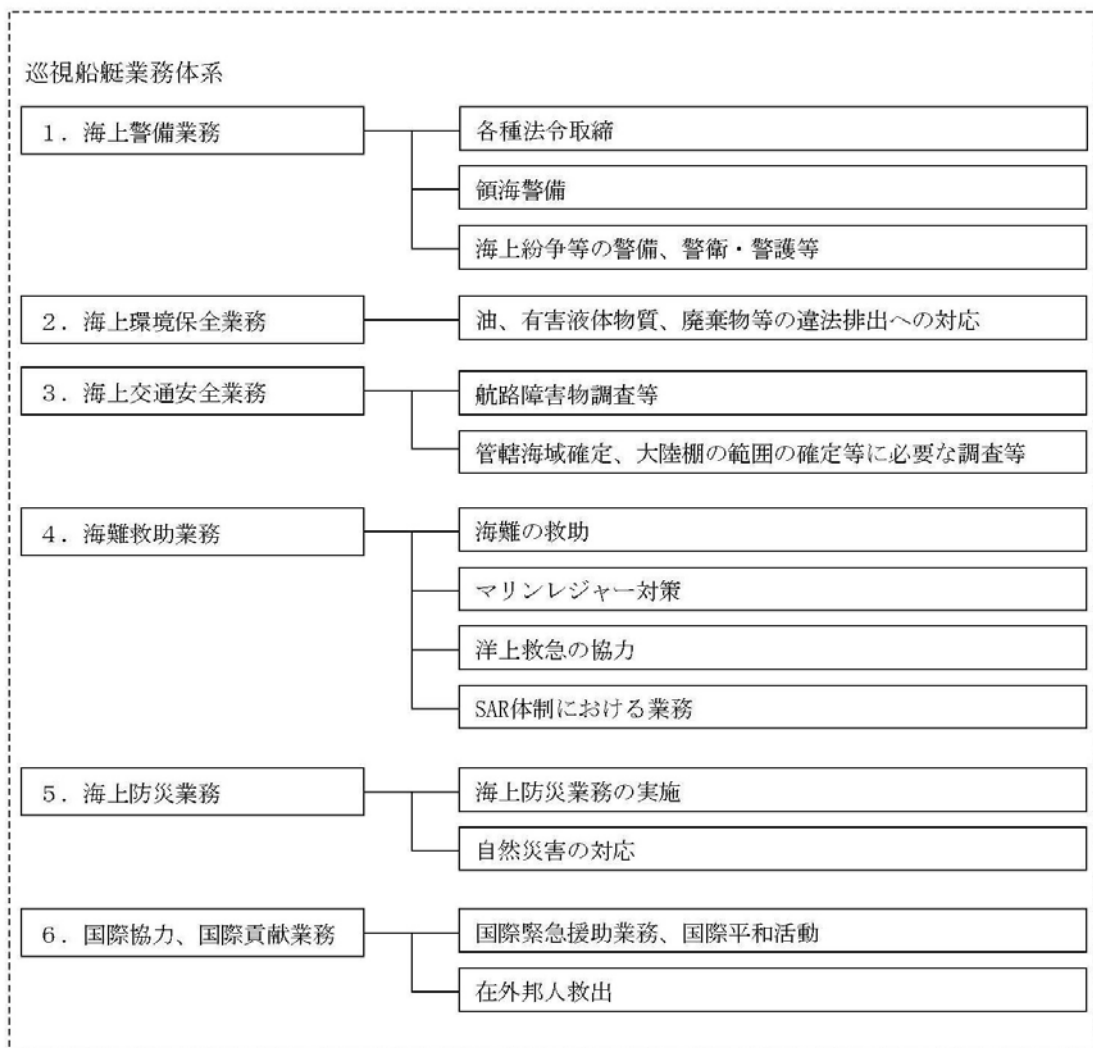
(1) 測量船艇業務の目的・役割

下表に海上保安庁の業務体系を示す。このうち、測量船艇の主な業務としては、航海安全業務、管轄海域確定業務、防災のための調査業務、海洋環境保全業務、海洋情報提供業務、海洋調査技術の開発業務、国際協力業務がある。

本マニュアルでは、評価対象となる測量船艇整備事業の評価は、当該事業がこれら測量船艇の業務体系およびそれによる社会経済的にどれだけ寄与するかの視点により行う。

表 1 - 1 海上保安庁の業務と測量船艇の業務体系





(2) 事業評価の考え方

1) 評価対象事業

老朽代替を含む新規整備事業を対象とする。

2) 評価対象のとらえ方

原則として整備しようとする船舶（整備しようとする船舶を群として事業採択を行う場合はその船舶群全体）を1つの事業単位として捉え評価する。

3) 分析・評価の実施主体

海上保安庁が分析・評価を実施する。

4) 評価の視点

事業を実施した場合（with）と事業を実施しなかった場合（without）とを比べて、事業により得られる効果を抽出するという視点で行う。

5) 評価の方法

測量船艇整備事業の評価は、業務成果の数値化が困難であること等により、事前評価に力点をおいた海上保安業務要請に対する適合度についての評価という観点から評価を行う。

6) 評価の実施時期

原則として事業の新規採択時に実施する。

7) 新規事業採択の判断基準

事業の必要性・緊急性、事業の効果を分析し、総合的体系的に評価・判断するものとする。

8) 本マニュアルの更新

評価手法を充実させつつ適宜見直しを行う。

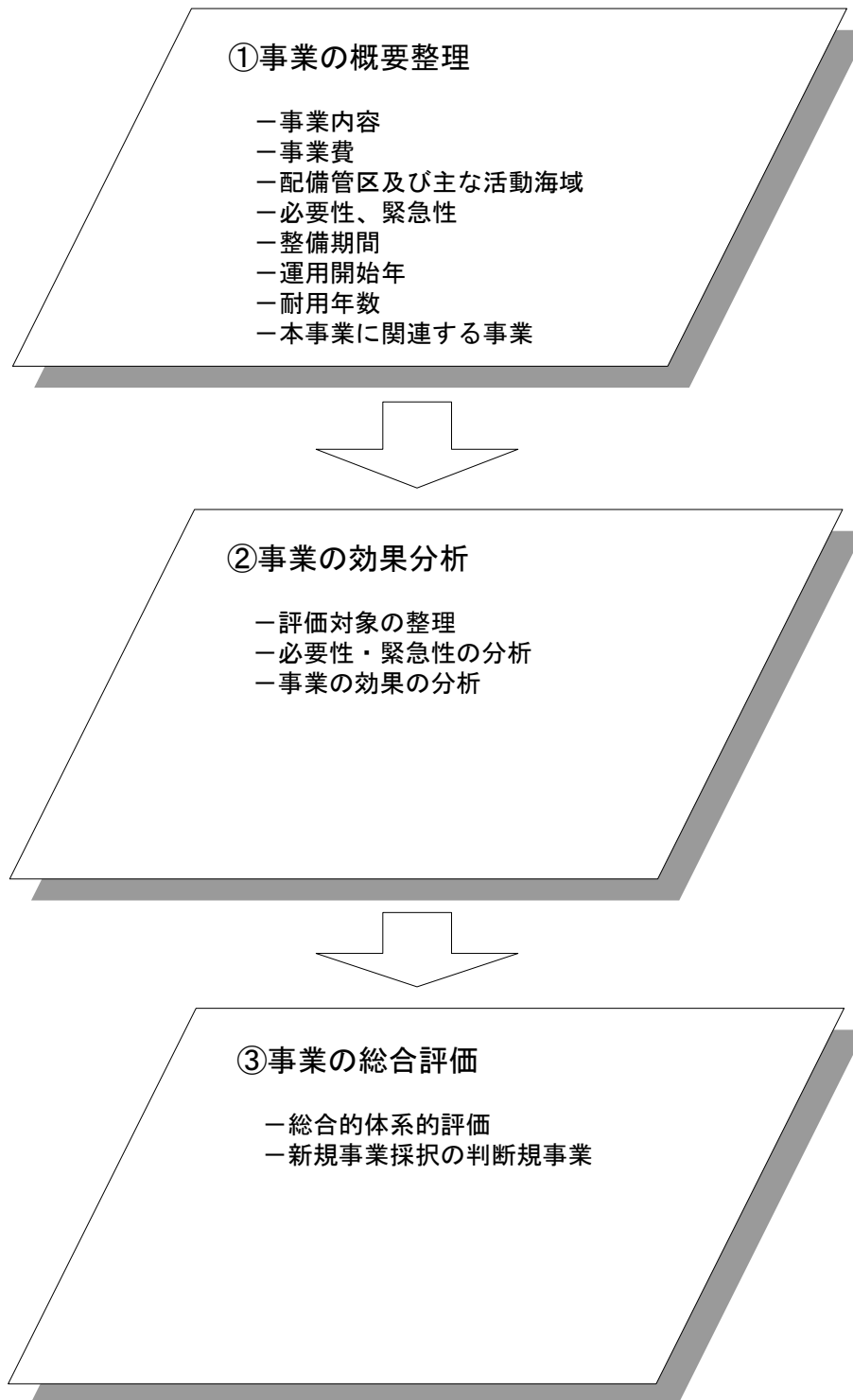
2. 測量船艇整備事業評価の実施要領

(1) 測量船艇整備事業の評価の手順

測量船艇整備事業の評価の手順を以下に示す。評価の手順は、大きく①事業の概要整理、②事業の効果分析、③事業の総合評価に分けられる。

評価の実施に当たっては、測量船艇整備事業の新規採択時評価明細表（以下「評価明細表」という。）、及び測量船艇整備事業の新規採択時評価書（以下「評価書」という。）を使用して行う。なお、評価明細表及び評価書の様式については別途定める。

図 2-1 測量船艇整備事業の評価手順



2) 事業の概要整理

評価対象事業について、以下を整理する。

- ① 事業内容
- ② 事業費
- ③ 配備管区及び主な活動海域
- ④ 必要性・緊急性
- ⑤ 整備期間
- ⑥ 運用開始年
- ⑦ 耐用年数
- ⑧ 本事業に関連する事業

(3) 事業の効果分析

測量船艇活動の要請を受けて立案した当該事業について、評価明細表により①事業の必要性・緊急性、②事業の効果の二つの軸から事業の効果分析を行う。

1) 評価対処の整理

事業を行った場合(with)および事業を行わなかった場合(without)別に評価対象を整理する。

なお、withの場合とは、増強時は新鋭の測量船艇を整備する場合、老朽代替時は老朽化した測量船艇を新鋭船に代替する場合とし、withoutの場合とは現状通りの場合とする。

2) 必要性・緊急性の分析

測量船艇活動の業務分類毎に、「活動海域に関連する事業環境動向等」として整備しようとする測量船艇の活動海域に関する法的要請や社会情勢等について定性的に記載する。なお、整備しようとする測量船艇の任務、機能、活動海域からみて関係が薄い事項については、「-」を記すことができるものとする。

また、「整備しようとする測量船艇業務への要請」として、整備しようとする測量船艇の活動海域において、任務、機能の面からみた当該測量船艇に対する業務への要請について次の基準により評価する。

- ◎ 特に要請の強いもの
- 要請の強いもの

3) 事業の効果の分析

測量船艇活動の業務分類毎に、評価明細表により次のような評価を行うとともに、その詳細を評価書に記載する。

a) 効果

with時、without時それぞれについて、業務への対応に関する指標（当該測量船艇に必要とされる性能等）を定め、次の基準により評価する。

- ◎ 当該業務に十分対応できる性能を有する
- 当該業務に対応できる性能を有する
- △ 老朽化による業務効率の低下等により当該業務に十分には対応できない

（空白）性能的に当該業務にほとんど対応できない

b) 事業により得られる効果

測量船艇の整備事業により得られる効果を記述する。

c) 主たる効果の抽出

必要性・緊急性の度合い、およびこれに対するwith、without時の業務への対応に基づき、withoutと比較してwith時において当該事業の効果として重要なものについて次の基準により評価する。

- ◎ 非常に効果が高い
- 効果が高い

（空白）あまり効果はない

(4) 事業の総合評価

事業の分析結果を受けて、新規採択に係る総合的評価を行い、採択の可否を判断する。

1) 総合的体系的評価

(3)までの分析結果に加え、全国的な海上保安業務要請とその対応、将来計画等を踏まえて総合的体系的評価を行う。

2) 新規事業採択の判断

事業の総合的評価結果を踏まえて新規事業採択か否かを判断する。なお、評価の結果、事業改善の必要があると判断した場合は、事業内容を再検討する。

3. 評価結果のとりまとめ

上記のような評価について評価書に取りまとめる。